

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北秋田市

2 構造改革特別区域の名称

阿仁マタギ特区

3 構造改革特別区域の範囲

北秋田市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置、地勢

本市は、秋田県の北部中央に位置し、面積は1,152.57km²と秋田県全体の約10%を占めている。しかし、山林等の占める比率が高いため、可住地面積は13.0%程度にとどまっている。また、県都秋田市から北東へ約60km、東は大館市・鹿角市、西は能代市など県内主要都市に隣接しており、中心部であるJR鷹ノ巣駅からの距離は、大館市が約17km、能代市・鹿角市が約30kmとなっている。

市北部を横断する米代川中流部の鷹巣盆地を中心として、この盆地と米代川の支流である阿仁川や小阿仁川等の河川の流域に市街地や集落が点在しており、また、優れた農地を形成している。

市の中央部には花の百名山と名高い県立自然公園である森吉山が勇壮にそびえ、春夏の高山植物や秋の紅葉、そして冬は樹氷に彩られ、豊かな自然のシンボルとなっている。

(2) 気候

本市は、内陸性で年較差が激しく、冬季は低温で山間部は積雪量が多いため、森吉地域、阿仁地域は特別豪雪地帯に指定されている。

(3) 人口

本市の人口は、昭和30年国勢調査の67,214人をピークに年々減少の一途にあり、平成22年国勢調査においては、36,387人と55年間で30,827人の減となり、45.9%の減少率となっている。

年齢階層別人口は、14歳以下の年少人口は3,581人(9.9%)、15歳から64歳の生産年齢人口は19,530人(53.7%)、65歳以上の老年人口は13,248人(36.4%)となっており、特に年少人口比率はこの10年間で2.6%減少、老年人口比率はこの10年間で7.5%上昇するなど、少子化・高齢化が急激に進展している

状況にある。

(4) 産業

平成22年の国勢調査の産業別就業者数は、就業者総数が16,400人で、第1次産業2,046人、第2次産業4,582人、第3次産業9,772人となっており、平成17年の就業者総数(18,700人)と比較して2,300人(12.3%)減少している。

比率で見ると、第1次産業と第2次産業が県平均に比べ高く、第3次産業の比率が低いという特徴がみられる。

特に農業離れの進行は顕著で、平成12年から平成22年までの10年間で、農家戸数は1,245戸(39.8%)、農業就業人口は1,268戸(30.0%)とそれぞれ減少している。

本市の農業は、気候風土にあった稲作、畑作、果樹、畜産等の振興を図りつつ、食料供給地として、地域経済の発展に大きく寄与してきたが、兼業化と農業従事者の高齢化による担い手不足による農家戸数の減少が続いている。今後は、本市農業の基幹作物である稲作を中心に、野菜、果樹、花卉、肉用牛、乳用牛等を組み合わせて、合理的複合経営で農業生産性の向上を図るとともに、農業の効率化と更なる発展を図るため、集団化や法人化による後継者の育成や新規就農者を受け入れる体制づくりを進めなければならない。また、比内地鶏をはじめとする地域特産品のブランド化の推進、加工食品の創出など、農産物を活用した地域産業の振興とグリーンツーリズムを振興し、都市と農村の交流を一層促進する必要がある。

あきた北空港を擁する本市は、秋田県北部の空の玄関口となっており、年間10万人以上の人が利用している。また、平成29年度には日本海沿岸東北自動車道が共用開始となる予定であり、これまで以上に首都圏や大都市圏と直結した交流の機会が増加することが予想され、その役割も一層高まるものと期待されている。

こうした好条件を活かして、都会にはない農山村の空間を利用したグリーンツーリズムや中山間地域の資源を活かしたアグリビジネスの展開、さらには観光振興を図るための広域的な観光ネットワークの形成などを図っていかなければならない。

商工業については、我が国の景気は緩やかに回復しつつあるとはいえるものの、地方ではリーマンショック以降の長引く景気の低迷や郊外型大型店舗進出による地元商店街からの客離れの影響等もあり、工業については、平成12年から平成22年までの10年間で事業所数は53箇所(34.2%)、従業者数は1,183人(34.1%)、製造品出荷額は91億円(25.6%)の減少、小売業については、平成14年から平成24年までの10年間で、商店数は150店(27.1%)、従業者数は140人(6.3%)の減少となっている。

商店街の活性化については、『憩い』、『交流』、『賑わい』を基本コンセプトにした施設の

建設や老朽化したアーケードの改築等により、中心市街地の賑わい再生に関係機関を挙げて取り組んでいるところである。

5 構造改革特別区域計画の意義

「花の百名山」で知られる森吉山県立自然公園には、トレッキングやゴンドラを利用した夏山、紅葉、樹氷鑑賞などのほか「安の滝」「桃洞滝」等の名瀑群や「クマガラの森」「桃洞・佐渡の杉原生林」等の原生的森林など、四季折々の自然との触れあい、「マタギ」や「民族芸能」など地域固有の文化との出会いなど良好な観光素材が多数存在していることから、その周辺一帯は一般観光客から本格的なトレッキング・登山客まで幅広く対応できるエリアとなっている。また、平成17年3月には本市阿仁地域が「阿仁マタギ特区」として認定され、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として特定酒類（その他の醸造酒（以下「どぶろく」という。））の製造、提供が可能となり、この有益性を最大限活用した新たな観光資源としてのマタギ文化の伝承と活用を図っている。

しかし、近年の観光ニーズの多様化、広域化が進むなかで、当市の多種多様な資源の活用に向けた取組は、それぞれ分散的に行われてきたため、一体的、効果的なPR等ができておらず、その認知度は必ずしも高いとは言えない状況となっている。また、受入態勢や二次アクセス整備の遅れもあり、世界遺産白神山地、十和田・八幡平国立公園、田沢湖や角館の武家屋敷群といった県内の大型観光地のついでに訪れるといった典型的な通過型の観光地となっている。

先に行った市民意識調査では、市民が誇れるものとして「自然」が高評価を得ている。そのため、平成25年度から特に森吉山エリアを中心とした観光振興を図るため、森吉山スキー場や森吉山ビジターセンター（仮称）の整備による観光基盤の拡充とともに、一年を通して楽しめる様々な体験型メニューの開発、統一的なイメージによるブランドの確立、観光案内人の育成やネットワーク化によるホスピタリティの向上などに取り組むことにより、「いつでも」「だれでも」気軽に楽しめる滞留型観光の拠点化を目指すこととして、秋田県との協働により「まるごと森吉山観光振興プロジェクト」に取り組んでいる。

また、平成26年1月には、当市を会場に第9回全国どぶろく研究大会が開催される予定となっている。本研究大会は全国の特定酒類の製造者及び関係者等が一堂に会し、各特区認定地区の特定酒類製造の状況、活用方法、地域への波及効果等について意見・情報交換を行うことで相互の理解を深め、都市と農山漁村交流を活発にすると共に、地域の活発化を図るために開催されることから、これを契機に特別区域を市の全域に拡大し、1件に留まっている既存の製造事業者はもとより、新たな製造事業者の開業を促進することで、地域の活性化に大きく寄与するのみならず、魅力の再発見、ひいては農村地域・住民の自信と誇りにつながるなど、様々な相乗効果が期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

特別区域を拡大することにより、市の全域で「どぶろく」を提供できる農家民宿等の開業を促し、ブランド化を図ることで発信力の強化と地域のにぎわいにつなげるとともに、市民にとっての自慢である「自然」との連携による一体性を確保しながら、おもてなし体制の構築による滞留型観光へと結びつける。また、あきた北空港を擁する優位性を活かし、週末限定や短期間の農業生活体験等の実施により、関東圏からの来訪者と地域住民との交流を図ることで、地場産品の需要や付加価値を高め、地域の活性化につなげる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画の実施により、農家民宿等の開業を促進するとともに、観光基盤の整備と拡充、おもてなし体制を構築することで通過型観光から滞留型観光への転換を図る。

社会的効果としては、「どぶろく」やバター餅に代表されるような眠れる地域資源の再発見とブランド化による発信力強化で認知度の向上を図り、併せて、都会にはない農山村の空間を利用したグリーンツーリズムや中山間地域の資源を活かしたアグリビジネス、宿泊型観光プログラムを展開することで、交流人口の増加と地方に対する理解の深まりが期待できる。

経済的効果としては、農家民宿等の開業による滞留時間の延長とそれに伴う消費の拡大が見込まれる。

項目	現 在	26年度目標	28年度目標
自家製濁酒製造事業件数	1件	2件	3件
観光入込客数	1, 174千人		1, 700千人
案内人数	40人／3団体		100人／6団体

※ 観光入込客数、案内人数の現在は平成23年度データによる。

※ 関連事業の展開期間が平成28年度までのため、目標年次を平成28年度とした。

8 特定事業の名称

707（708）特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙 構造改革特別区域において実施し又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域(以下「特区」という。)内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(農家民宿等)を営む農業者で、米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)を原料として特定酒類(その他の醸造酒(以下「どぶろく」という。))を製造しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

北秋田市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、「どぶろく」の提供を通じて地域の活性化を図るために「どぶろく」を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、特区内において、農家民宿等を営む農業者が、米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)を原料とした「どぶろく」を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

この「どぶろく」を地域とともにブランド化し、発信力を強化することで認知度の向上が図られ、交流人口の増加が期待されるほか、おもてなし体制の構築や地域資源の更なる活用によりリピーターの確保につなげることで、地方に対する理解が深まり、また、住民

の地域への愛着も深まり、自信と誇りにもつながる。

滞留型観光への転換、グリーンツーリズムや宿泊型観光プログラムを展開する上で、「どぶろく」製造事業者の開業は大きな追い風となり、地域の活性化に取り組む上で、当該特例措置の適用は必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた者は、酒税納税義務者として必要な申告、納税及び製造、移出等に関する記帳義務が生ずる。

市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行うこととする。